

薬生食輸発0209第5号
平成30年2月9日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産非加熱食肉製品)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成30年2月8日付け薬生食輸発0208第1号)にて通知したところです。

今般、SECHOIR COLLECTIF DES ALDUDES(施設番号FR.64.016.002 CE)の衛生管理について、フランス政府より報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、当該製造者において製造された非加熱食肉製品については検査命令を解除することとし、同通知の別添1のフランスの項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フランス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。

を削除し、別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。